

公募要領

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）では、役職員等の外国出張にかかる海外旅行保険（海外旅行傷害保険）の引受け保険会社を募集いたします。当該保険の取扱いを希望される方は下記に基づき御応募ください。

1. 件 名

役職員等の外国出張にかかる傷害保険加入について

2. 募集する保険の内容

NEDO 役職員及び依頼出張者（含む、外国からの招聘者）の外国出張に対する海外旅行傷害保険を付保する。

(1) 対象者

- 1) NEDO 役職員
- 2) 依頼出張者（外部機関に所属する者）

(2) 保険種類（方式）

- 1) NEDO 役職員の海外旅行保険・海外旅行傷害保険：企業包括
- 2) 依頼出張者の海外旅行保険・海外旅行傷害保険：一般包括

(3) 期 間：2025 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日

3. 応募資格

次の各号の全てを満たす者であること。

- (1) 保険業法（平成 7 年 6 月 7 日法律第 105 号）の規定に基づく、損害保険業免許を受けている者であること。
- (2) S&P Global Ratings 社又は Moody's 社による直近時における保険財務力格付けが「Aランク（カテゴリー/グループ）」以上であること。
- (3) 対象国及び地域
原則全ての国及び地域が本保険の対象であること。（戦闘等で一時的に保険対象外地域となっている国・地域を除くことは可能である。）
- (4) メディカル・キャッシュレス・サービス対応
原則、対象者（出張者）が診療代金を立替えることなく医療機関において受診可能な保険（システム）であること。
- (5) 応急治療対応
企業包括の出張は応急治療対応の対象であること。対象となる出張期間は 30 日間まで可能であること。
- (6) 反社会的勢力又はそれに関わる者の関与が無いこと。
- (7) 本件に応募するための手続きに際し虚偽の申告がないこと。

4. 保険取次ぎについて

本海外旅行保険の案件については、保険会社への取次ぎ業務を NEDO が採用し

た旅行代理店が担う。このため選定された保険会社は旅行代理店から問合せがあった場合は当該取次ぎ業務に関し対応すること。

また、保険会社は、保険料の請求書発行・保険料の徴収等の業務を NEDO が指定する旅行代理店及び保険会社の指定代理店に委任することができる。

5. 仕様書・提案書等の配布及び問合せ先等

(1) 書類（仕様書、提案用書類等）の配布：

- ・添付ファイル「書類申込書」に必要な内容を記載し、担当者様の名刺コピーとともに次の「書類申込受付メール」へ送信願います。

いただきましたメールアドレスへ必要書類を返信させていただきます。

- ・書類申込受付 Email : gaikokukanren-jyoho@nedo.go.jp

(2) 配布期間：

- ・公募開始日から 2025 年 8 月 28 日(木) 12 時 00 分
- ・配布時間：平日 10 時 00 分から 17 時 00 分（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。）

(3) 問い合わせ：

- ・問い合わせ期限：2025 年 8 月 20 日(水) 12 時 00 分
- ・問い合わせ方法：メールにてお願いいたします。なお、質問への回答は全質問者に情報共有されます。

問い合わせメールアドレス：gaikokukanren-jyoho@nedo.go.jp

担当：砂原、大石、臼井

6. 提出書類及び提出期限

(1) 提出期限：2025 年 8 月 28 日(木) 12 時 00 分必着

(2) 提案書の提出先：

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

NEDO 総務部海外事務所管理課（担当：砂原・大石・臼井）

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー

※16 階「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

※資料をお受け取りする際に、ご担当者様の名刺を頂戴致します。

(3) 提案書等提出物：

1) 見積書（合計金額、内訳書）

2) 保険料金表

① 下記種類別に作成のこと。（a～c が同一料金の場合はその旨記載のこと。）

a 出張者：NEDO 役職員

b. 出張者：依頼出張者（日本から国外への出張）

c. 出張者：依頼出張者（日本国外から日本への出張）

② 料金表には、中長期（1 ヶ月、3 ヶ月、1 年）の出張期間にかかる保険料も記載のこと。

3) 補足説明書—該当する場合は添付

4) 補足説明資料（附帯サービス説明等）—必要に応じて添付

5) 保険財務力格付け証明書類

6) 履行証明書

7) 会社概要説明資料(パンフレット等)

7. その他連絡事項

(1) 提出された書類は返却できません。

(2) 提案書の内容等について、お問い合わせさせていただくことがあります。

以 上